



厚生労働省

ひと、暮らし、みらいのために  
Ministry of Health, Labour and Welfare

茨城労働局

ハローワーク 水戸

ハローワーク 笠間

# 令和8年度公正採用選考 人権啓発推進員研修会 及び 新規学校卒業者等求人受理説明会



**令和8年3月  
新規学校卒業者の  
就職状況について**

# 1. 各所の雇用動向指標・新規学卒者の初任給情報

**資料1**

最近の雇用動向指標 令和8年3月内

水戸所・笠間所

項目	令和8年3月	前年同月比	前月比
採用人数	1,234	▲12.5%	▲1.2%
退職人数	1,156	▲11.8%	▲0.8%
正社員採用	876	▲10.2%	▲0.5%
パート・アルバイト採用	358	▲15.1%	▲2.1%
退職率	93.7%	▲0.5%	▲0.2%
正社員退職率	92.1%	▲0.3%	▲0.1%
パート・アルバイト退職率	95.4%	▲0.7%	▲0.4%

※ 採用人数は、採用予定数と採用実績数の差を調整した数値です。

**資料2**

管内労働市場主要指標の推移

項目	令和8年3月	前年同月比	前月比
求人	12,345	▲5.2%	▲0.8%
求職者	15,678	▲3.1%	▲0.5%
求職者倍率	1.27	▲0.02	▲0.01
採用率	78.5%	▲0.5%	▲0.2%
採用率(パート・アルバイト)	85.3%	▲0.8%	▲0.3%
採用率(正社員)	71.2%	▲0.2%	▲0.1%

※ 求職者倍率は、求職者数と採用人数の比です。

**資料3**

最近の雇用動向指標(令和8年3月)

水戸所・笠間所

項目	令和8年3月	前年同月比	前月比
採用人数	1,234	▲12.5%	▲1.2%
退職人数	1,156	▲11.8%	▲0.8%
正社員採用	876	▲10.2%	▲0.5%
パート・アルバイト採用	358	▲15.1%	▲2.1%
退職率	93.7%	▲0.5%	▲0.2%
正社員退職率	92.1%	▲0.3%	▲0.1%
パート・アルバイト退職率	95.4%	▲0.7%	▲0.4%

※ 採用人数は、採用予定数と採用実績数の差を調整した数値です。

**資料4**

新規学卒者の初任給情報

項目	令和8年3月	前年同月比	前月比
平均初任給	215,000	▲2.1%	▲0.5%
最高初任給	280,000	▲1.5%	▲0.3%
最低初任給	180,000	▲3.0%	▲0.8%
標準初任給	200,000	▲2.5%	▲0.6%
初任給率	95.0%	▲0.2%	▲0.1%

※ 初任給率は、初任給額と平均初任給額の比です。

資料1～3：水戸所・笠間所の雇用動向指標 資料4：新規学卒者の初任給情報

# 2. 令和8年3月新規学校卒業生需給状況について

資料5 令和8年3月新規学校卒業生需給状況

資料5

令和8年3月卒業生					ハローワーク水戸				
学年	2020年3月卒業	2021年3月卒業	2022年3月卒業	2023年3月卒業	2020年3月卒業	2021年3月卒業	2022年3月卒業	2023年3月卒業	2024年3月卒業
求人数	183	120	▲11.2	183	122	▲10	183	▲11.2	243
求職者	38,212	38,223	▲11	38,729	▲517	38,219	▲510	38,219	▲500
求職率	209	318	▲51.2	211	▲10	211	▲10	211	▲10
就職数	77	88	▲14.8	77	▲14.8	88	▲14.8	77	▲14.8
就職率	42.1	48.3	▲14.8	42.1	▲14.8	48.3	▲14.8	42.1	▲14.8
求人倍率	2.42	2.23	▲7.4	2.42	▲7.4	2.23	▲7.4	2.42	▲7.4
内定率	42.1	48.3	▲14.8	42.1	▲14.8	48.3	▲14.8	42.1	▲14.8

資料6

令和8年3月新規学校卒業生需給状況

令和8年3月卒業生					ハローワーク水戸				
学年	2020年3月卒業	2021年3月卒業	2022年3月卒業	2023年3月卒業	2020年3月卒業	2021年3月卒業	2022年3月卒業	2023年3月卒業	2024年3月卒業
求人数	210	220	▲4.8	210	220	▲4.8	210	▲4.8	210
求職者	42,000	42,000	▲0	42,000	▲0	42,000	▲0	42,000	▲0
求職率	200	200	▲0	200	▲0	200	▲0	200	▲0
就職数	90	90	▲0	90	▲0	90	▲0	90	▲0
就職率	42.9	40.9	▲4.7	42.9	▲4.7	40.9	▲4.7	42.9	▲4.7
求人倍率	2.33	2.22	▲4.7	2.33	▲4.7	2.22	▲4.7	2.33	▲4.7
内定率	42.9	40.9	▲4.7	42.9	▲4.7	40.9	▲4.7	42.9	▲4.7

※ ハローワーク水戸管内に大学卒の求職者がいないため、該当項目は省略。

水戸所：求人数：2.42（前年：2.23）  
 笠間所：求人数：3.52（前年：3.89）

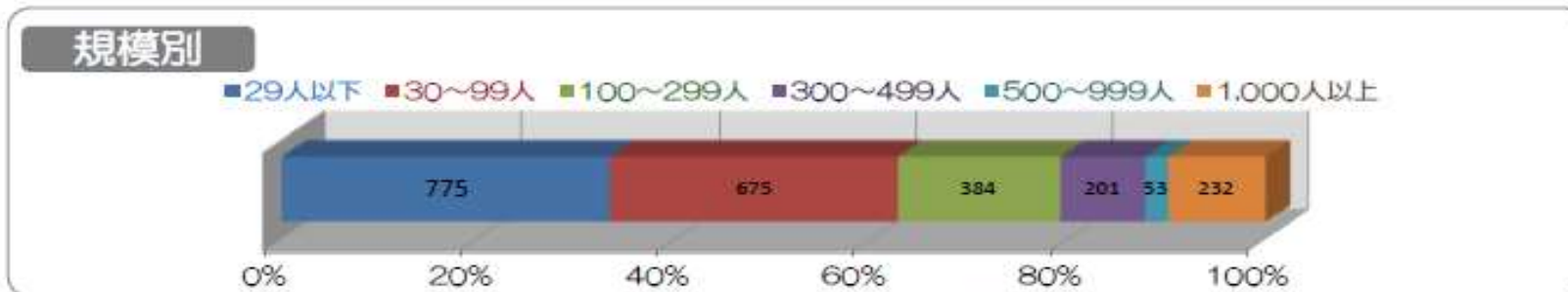
⇒ 現在も売り手市場の状況

求人数、求職数、就職数、内定率など、全体的に前年度より減少となりました。

# 3. 令和8年3月卒高校卒業者に対する求人受理状況

令和8年3月卒 高校卒業者に対する求人受理状況

(※グラフ内数字は募集人数)



水戸新卒応援ハローワーク

総人数：2,320人

# 4. 令和8年3月新規高校卒業者に対する求人受理状況

## 【資料5（水戸所管内）】

- ・ 内定率は99.4%  
（前年の99.6%から▲0.2 pt）  
⇒高い水準を維持。
  - ・ 9月末の内定率は64.2%となっており、  
⇒1回目の応募で6割以上の学生が内定
- その後、12月末には86.9%の学生が内定  
年内で9割弱の学生が就職活動を終了

## 【資料6（笠間所管内）】

- ・ 内定率は100.0%（前年も100.0%）

資料5 令和8年3月新規高校卒業者需給状況

令和8年3月新規高校卒業者需給状況					ハローワーク受給				
学年	人数	求人	内定	内定率	人数	求人	内定	内定率	内定率
中学	1,217	1,217	1,217	100.0%	1,217	1,217	1,217	100.0%	100.0%
高校	1,217	1,217	1,217	100.0%	1,217	1,217	1,217	100.0%	100.0%
短大	1,217	1,217	1,217	100.0%	1,217	1,217	1,217	100.0%	100.0%
大学	1,217	1,217	1,217	100.0%	1,217	1,217	1,217	100.0%	100.0%
合計	4,871	4,871	4,871	100.0%	4,871	4,871	4,871	100.0%	100.0%
内定率	99.4%				99.4%				99.4%

資料6 令和8年3月新規高校卒業者需給状況

令和8年3月新規高校卒業者需給状況					ハローワーク受給				
学年	人数	求人	内定	内定率	人数	求人	内定	内定率	内定率
中学	1,217	1,217	1,217	100.0%	1,217	1,217	1,217	100.0%	100.0%
高校	1,217	1,217	1,217	100.0%	1,217	1,217	1,217	100.0%	100.0%
短大	1,217	1,217	1,217	100.0%	1,217	1,217	1,217	100.0%	100.0%
大学	1,217	1,217	1,217	100.0%	1,217	1,217	1,217	100.0%	100.0%
合計	4,871	4,871	4,871	100.0%	4,871	4,871	4,871	100.0%	100.0%
内定率	100.0%				100.0%				100.0%

水戸・笠間ともに⇒高い水準を維持

# 5. 令和8年3月新規大学等卒業者に対する求人受理状況

【資料5（水戸所管内）】 ※笠間所管内はなし。

- 大学等全体で見ると求職数は前年と比較して6.5%程度増加しておりますが、就職者数が過去3年間に於いて1番低い数字となりました。

(就職者人数の増加もありますが、内定率も低かったことが要因に挙げられます)

※他内容については各自ご確認をお願いいたします。

資料7・8「管内の高等学校と大学等の一覧表」

資料9・10「高等学校卒業予定者の求職動向調査結果」

につきましても、募集の際の参考にご活用ください。

令和8年3月新規学校卒業者求職状況 資料5

令和8年3月新規学校卒業者求職状況

学級	令和7年度				令和8年度			
	求職者数	求人件数	就職者数	内定率	求職者数	求人件数	就職者数	内定率
中学	1,000	1,200	1,100	110%	1,050	1,300	1,150	110%
高校	2,000	2,500	2,200	110%	2,100	2,600	2,300	110%
大学	3,000	3,500	3,200	110%	3,100	3,600	3,300	110%
合計	6,000	7,200	6,500	110%	6,250	7,500	6,750	110%

※上記は概算値です。詳細は資料5を参照してください。

**令和9年3月  
新規学校卒業予定者  
の求人受理の取扱い  
について**

# 6. 求人活動のルール：求人活動の方法について

「求人から採用」 P3

1,家庭訪問の禁止	中学、高校在学生の家庭を訪問しての求人活動は禁止
2,学校訪問の方法	安定所又は学校に求人申込みを行った日以降、求人が受理されていれば訪問可能
3,文書募集の規制	高卒者対象 新聞広告、ポスター、テレビ、ラジオ等による募集について一定の制限あり ① ハローワークへ申込みされた求人であること（7月1日求人公開以降） ② 求人管轄ハローワーク名、求人番号を記載すること ③ 求人内容と異なる内容のものでないこと ④ 応募受付は学校またはハローワークを通じて行うこと
4,縁故募集の規制	縁故就職は雇用条件が不明確な場合が多く、早期に離転職する傾向が極めて多い 縁故募集は行なわず、安定所へ求人申込みをして雇用条件を明らかにしておくこと
5,直接募集の禁止・委託募集の禁止	直接生徒に働きかけての応募勧誘、委託者が新卒の募集を行うことは禁止
6,利益供与の禁止	新卒者、保護者、関係者に対し、金品または利便の供与を行う求人活動は禁止
7,採用内定取り消し等に関する通知	<b>ハローワーク・学校に連絡が必要</b> —— 募集の中止、募集人員の削減、採用内定取消し、入職時期繰り下げ ——

# 7. 令和 9年 3月新規中学校等及び高等学校等卒業者の就職に関する「申し合わせ」について

## 「求人から採用」P5～7

### 申し合わせ

令和9年3月新規中学校等及び高等学校等卒業者の就職問題について協議した結果、早期選考など行き過ぎた求人活動を戒め、更に正育な学校教育の維持と適正な職業紹介の円滑な推進を図るため、下記事項を遵守するよう関係者に周知徹底することを申し合わせる。

#### 記

#### 第1 求人受理及び推薦、選考開始期日等について

1 新規中学校等卒業者（新規の義務教育学校卒業者、中等教育学校の前期課程修了者及び特別支援学校中等部卒業者を含む。）

- (1) 求人は、求人事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）において、令和8年6月1日から受理を開始するものであること。
- (2) 他安定所への求人連絡は、令和8年7月1日以降開始するものであること。

2 新規高等学校等卒業者（新規の中等教育学校卒業者及び特別支援学校高等部卒業者を含む。）

- (1) 安定所における求人申込みの受理及び検印（求人票への受理・検印の押印）のための求人票の受付は、求人事業所を管轄する安定所において令和8年6月1日から開始するものであること。
- (2) 安定所の確認した求人票の求人者への返却は、令和8年7月1日以降行うものとする。したがって、高等学校等における求人申込みの受理は、安定所の確認を受けた求人票により令和8年7月1日以降開始するものであること。

なお、この手続きによらない求人申込みがあった場合には、高等学校等は生徒の推薦を行う。検印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

(※) 民間職業紹介事業者を活用する場合はこの限りではない。

(3) 推薦開始期日については、令和8年9月5日以降（文書到着主義）とし、当該期日から一人二社までの複数応募・推薦を可能とすること。

（※外の求人に応募する場合は、応募先都道府県の申し合わせによること。）  
ただし、求人票の提出を考慮し、求人者が一人一社での応募・推薦を希望する求人については、複数応募・推薦は行わないこととし、複数応募・推薦の可否等については、安定所より確認を行う。

- ① 求人者が依頼者の応募を可能とする場合は、求人は原則として全部公開となること。
- ② 複数応募が可能な生徒は、以下のいずれにもあたる生徒であること。  
ア：指定校求人に応募していない者。  
イ：公開求人（求人票が依頼者の応募を不可としている求人）に応募していない者。  
ウ：応募時点において、採用が内定していない者。

(4) 選考開始期日については、令和8年9月16日以降であること。

- ① 採用選考の実施及び、選考結果の通知は、速やかに学校を通じて応募者に文書をもって通知すること。  
なお、就職・併報を採用選考の判断基準としないこと。
- ② 内定通知を受けた生徒は、内定の承諾について学校を通じて連絡すること。  
なお、2社から内定を受けた生徒は、いずれかの求人者に対して内定の承諾の通知を、もう一方の求人者に対しては内定の辞退通知を、速やかに学校を通じて行うこと。  
求人者は、求人数を上回る採用内定を出した場合は、内定の承諾があった生徒全員を雇用すること。

(※) 民間職業紹介事業者を活用する場合においても、同様の取り扱いとする。また、学校推薦と合わせて一人二社までとする。

(1) 令和8年10月1日以降も、一人二社まで応募・推薦を可能とする。ただし、就職面接会においては、一人二社以上応募可能とする。

(2) 「学校の就職あっせん」と「民間職業紹介事業者の就職あっせん」の取り扱いに係る留意事項については、高等学校及び安定所は、学校による就職あっせんと民間職業紹介事業者による就職あっせんについて、生徒及び保護者から相談等があった場合、それぞれの特長について丁寧に説明し、生徒の主体性に基づき学校の就職あっせんと民間職業紹介事業者の就職あっせんの利用について選択できるように配慮すること。

第2 家庭訪問の取扱いについて  
新規中学校等及び高等学校等卒業者を対象とする求人活動のための求人者（求人者の委託を受けた者を含む。）の家庭訪問は、これを全面禁止とするものであること。

第3 学校訪問の取扱いについて  
求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において検印を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の要請の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降に行っても行うことができるものとする。

第4 文書募集の取扱いについて  
1 新規中学校等卒業者を対象とする文書募集は、時期の如何を問わず行わないものであること。  
2 新規高等学校等卒業者を対象とする文書募集開始は、令和8年7月1日以降とすること。  
なお、文書募集を行う場合は、次の条件によることとする。

- (1) 安定所へ求人申込みを行った求人者であること。
- (2) 求人登録安定所者、求人番号を掲載すること。
- (3) 安定所において確認を受けた求人票記載内容と異なる内容のものでないこと。
- (4) 応募の受付は、学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者による推薦開始期日、選考開始期日については、上記第1の(3)(4)の取扱いと同様であること。

第5 応募前職見学について  
学校への求人申込み後に実施することとし、実施時期は原則として夏休み期間中とするなど、学事日程に影響の少ない時期とすること。

採用選考と異なることから、参加の有無を探索の有無基準にしないこととし、応募書類をはじめとして生徒に書類を渡すことのないようにすること。また、本人の状況を確認するなど、採用選考に直接関与する質問をすることや、内定と受け取られるような発言をしないこと。

なお、学校が教育活動として行う、企業現場における職場体験や実習等については、推薦及び選考の開始期日以前に実施することを妨げないものとする。

第6 応募書類の取扱いについて  
求人者が、採用に際して集めることができる応募書類は、全国高等学校統一用紙「応募書類その1」、調査書その2」で使用している様式による書類のみとし、求人者は他の書類の提出を求めないものであること。

なお、全国高等学校統一用紙「応募書類その1」の履歴書項目の記入方法については、求人者の意向を踏まえ、「①(手書き記入)、②(パソコン入力)、③(どちらでも可)のいずれかとする。①(

パソコン入力様式は、全国高等学校統一用紙「応募書類その1」の履歴書項目をサイズを変更することとは不可。)

また、高卒求人票裏面の補記事項に記載した履歴書記入方法は、安定所が求人票提出時に確認を行う。

(※) 民間職業紹介事業者においても、同様の取り扱いとする。

(4) 令和7年度から全国高等学校統一用紙「応募書類その1、調査書その2」を改定したため、改定後の様式を使用するよう留意すること。

#### 第7 採用選考について

1 生徒の基本的な権利を尊重し、「求人種類の職務を遂行するにあたり、必要となる適性と能力を求めている」ということを基準にして採用選考を行うこと。

① 「本籍・出生地」「家族」「住宅状況」「家庭環境」等の就職選別につながるおそれのある質問（社用紙提出を含む）や調査等を行わないこと。

② 出身、障害、離職の有無及び性的マイノリティなど特定の人を排除することなく、公正な採用選考を行うこと。

③ 採用選考時における健康診断を実施する場合は、それが応募者の適性と能力を判断する上で必要不可欠であるか慎重に検討すること。

2 男女雇用機会均等法の趣旨に照って、女子と男子の均等な機会が与えられること。

3 「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着」に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対応するための指針」に基づき、労働条件等の明示、職場における就業実態に係る情報の提供等に配慮すること。

#### 第8 就業開始期日について

1 新規中学校等卒業者の就業開始（名目の如何を問わず、実質的に雇用関係と見られるものや実習期間中の講習及び研修を含む。）時期は令和8年4月1日以降とすること。

2 新規高等学校等卒業者の就業開始（名目の如何を問わず、実質的に雇用関係と見られるものや実習期間中の講習及び研修を含む。）時期については卒業後とするものであること。

令和8年3月16日

（一社）茨城県経営者協会会長  
（一社）茨城県銀行協会理事長  
茨城県商工会議所連合会会長  
茨城県商工会連合会会長  
茨城県中小企業団体中央会会長  
茨城県教育委員会教育長  
茨城県高等学校長協会会長  
茨城県高等学校教育研究会会長  
茨城県産業教育振興会理事長  
茨城県私学協会会長  
茨城県学校長会会長  
茨城県教育研究会会長  
茨城県産業労働部部長  
茨城県公共職業安定所長協会

# 8. 茨城県内中学求人者の主要日程

新規中学校卒業者を対象とする求人は、すべてハローワークに申込みすることになっています。**6月1日以降ハローワーク**での求人受理を開始しますが、

## ① 学校の推薦開始日

⇒ **令和9年1月1日以降**

## ② 企業の選考開始

⇒ **令和9年1月1日以降**

## ③ 就業開始

⇒ **令和9年4月1日以降**

という決まりになっております。

茨城労働局トップページ内

新規学校卒業予定者等  
(募集・応募) 関係

より令和9年3月新規中学校等及び高等学校等卒業者の就職に関する「申し合わせ」の内容をご確認ください。

令和9年3月新規中学校等及び高等学校等卒業者の就職に関する「申し合わせ」が決定しました。

～ハローワークでの求人申込みは6月1日から開始します！～

茨城労働局では、新規学校卒業者の就職機会の確保を始めとした、地域の状況等を踏まえた就職支援・職業紹介が円滑に推進されるよう、関係者による連携体制を確保し、必要な事項の連絡・検討・協議等を行い、新規学校卒業者に対する援助・指導の拡充を図ることを目的とした、「令和7年度第2回茨城県就職問題検討会議」を令和8年3月18日に開催しました。

令和9年3月新規中学校等及び高等学校等卒業者の就職問題について協議した結果、早期選考など行き過ぎた求人活動を戒め、更に正常な学校教育の維持と適正な職業紹介の円滑な推進を図るため、下記事項を厳守するよう関係者に周知徹底することを申し合わせました。

		新規中学校等卒業者	新規高等学校等卒業者
① ハローワークでの求人申込み	A: 受付開始	令和8年6月1日以降(中学校は受理開始) (ハローワークで内容の確認(※))	
	B: 求人提出企業への返戻開始	—	令和8年7月1日以降
② 学校推薦・企業選考等	学校への求人申込	—	令和8年7月1日以降 (ハローワークにおける求人受付・確認後(※))
	企業による学校訪問	—	ハローワークの確認を受けた求人票を学校に持参又は郵送する。(訪問時に必ず学校と連絡調整を図ること。)
	企業による家庭訪問	全面禁止	
	学校の推薦開始	令和9年1月1日以降	令和8年9月5日以降 (文書到達主義) ※9月5日から一人二社の応募・推薦を可能とする (ただし、求人者が複数応募を希望する場合に限る)
	企業の選考開始	令和9年1月1日以降	令和8年9月16日以降 (令和8年10月1日以降も一人二社の応募・推薦を可能とする。但し、就職面接会においては、2社以上応募可能)
就業開始 (名日の知照を問わず)		令和9年4月1日以降	卒業後

※就職代行である「一人一社制」は、令和8年度高等学校卒業生より9月5日以降(文書到達主義)一人二社まで応募・推薦を可能とするへ変更しており、令和8年度も同様の申し合わせに決まりました。

●全国高等学校統一用紙(応募書類その1)「履歴書」の記入方法について

求人者の意向を踏まえて「①手書き記入、②パソコン入力、③どちらでも可能」のいずれかを選択し、求人票に記入することとしています。

●6月1日から県内ハローワークへ高卒用求人申し込みを開始する企業の皆様は、求人票の記入方法を確認の上、ご提出ください。

(※)ハローワークの確認を受けた中卒・高卒用求人票によらない求人申込みに対しては、中学校・高等学校は主たる応募・推薦を行いません。

詳しくは、茨城県内各ハローワークにお尋ねください。

080310 茨城労働局職業安定課 作成

## 9. 茨城県内高等学校求人主要日程

求人申込開始	6/1~	返戻は7月1日～随時 職種毎、勤務地毎に求人申込み
求人票公開	7/1~	「高卒就職情報WEB提供サービス」で情報公開 指定校：事業所から学校へ求人票を必ず送付すること
求人者の学校訪問等	7/1~	求人申込後、ハローワーク確認印のある求人票を持参すること
推薦（紹介）開始	9/5~	応募書類：学校から事業所へ
選考開始日	9/16~	選考日：事前に決めて求人票に記載 または9/16以降随時
採否通知	内定後	事業所から学校へ送付すること (学校宛、生徒宛各1通作成)

# 10. 一人二社制（複数応募）についての注意点

学校推薦での応募開始は9月5日からとなっており、同日から1人2社までの複数応募が可能です。9月中の複数応募・推薦は、令和7年度高等学校卒業者から可能となりました。なお、この取り扱いは、就業場所を茨城県内に設定している場合に限りです。複数応募の可否については、事業所様が決めることができます。

## 【令和7年度高等学校卒業者から変更となった注意点】

推薦開始期日、つまり**受付開始日の9/5からの日付**にしてくださいこととなりました。一昨年度の求人転用されて9/16からとなっている場合は、改めて確認・見直しをお願いいたします。



また、条件として、

- ①併願者の応募を可能とする場合は、指定校求人以外の公開求人となります。
- ②複数応募が可能な生徒は、ア・イ・ウのいずれにもあたる者となります。
  - ア.指定校求人に応募していない者。
  - イ.公開求人の求人者が、併願者の応募を不可としている求人に応募していない者。
  - ウ.応募時点において、採用が内定していない者。

その他情報は、令和9年3月新規中学校等及び高等学校等卒業者の就職に関する「申し合わせ」をご確認ください。

# 1 1 . 複数応募の活用状況 ①

【求人状況】 R6.9末現在の調査結果

	求人数(人)	割合(%)
月報値(合計)	11,476	
① 9月16日から複数応募可	5,517	48.1%
② 10月1日から複数応募可	2,986	26.0%
③ 指定校求人数	1,898	16.5%
④ 複数応募不可(指定校求人以外)	755	6.6%
その他(②④重複等)	320	2.8%

## 1 2 . 複数応募の活用状況 ②

【求人状況】 R6.9 県立高校77校・市立高校28校を対象としたアンケート調査結果  
(人)

複数応募・推薦状況	県立	私立	合計
①複数応募・推薦を受けた生徒数	89	14	103
②①のうち1社採用内定した生徒数	30	10	40
③①のうち2社採用内定した生徒数	53	3	56
④①のうちどちらも内定を得られなかった生徒数	6	1	7

従来どおりの「一人一社応募・推薦」状況	県立	私立	合計
①「一人一社応募・推薦」を受けた生徒数	3,524	221	3,745
②①のうち採用内定した生徒数	3,364	153	3,517

# 13. 令和9年3月新規中学校等及び高等学校等卒業者の就職に関する「申し合わせ」について

○本ページは10ページの資料と同じですが、補足部分説明のため、別途掲載しております。

## 「求人から採用」P5～7

### 申し合わせ

令和9年3月新規中学校等及び高等学校等卒業者の就職問題について協議した結果、早期選考など行き過ぎた求人活動を戒め、更に主要な学校教育の維持と適正な職業紹介の円滑な推進を図るため、下記事項を遵守するよう関係者に周知徹底することを申し合わせる。

#### 記

#### 第1 求人受理及び推薦、選考開始期日等について

1 新規中学校等卒業者（新規の義務教育学校卒業者、中等教育学校の前期課程修了者及び特別支援学校中等部卒業者を含む。）

- (1) 求人は、求人事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）において、令和8年6月1日から受理を開始するものであること。
- (2) 他安定所への求人連絡は、令和8年7月1日以降開始するものであること。
- (3) 推薦、選考は、令和9年1月1日以降（推薦については文書同意主義）開始するものであること。

2 新規高等学校等卒業者（新規の中等教育学校卒業者及び特別支援学校高等部卒業者を含む。）

- (1) 安定所における求人申込みの受理及び締切（求人票への受理・捺印の押印）のための求人票の受付は、求人事業所を管轄する安定所において令和8年6月1日から開始するものであること。
- (2) 安定所の締切した求人票の求人者への返却は、令和8年7月1日以降行うものとする。したがって、高等学校等における求人申込みの受理は、安定所の締切を受けた求人票により令和8年7月1日以降開始するものであること。

なお、この手続きによらない求人申込みがあった場合には、高等学校等は生徒の推薦を行わず、捺印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

（※）民間職業紹介事業者を活用する場合はこの限りではない。

- (3) 推薦開始期日については、令和8年9月1日以降（文書同意主義）とし、当該期日から一人二社までの複数応募・推薦可能とする。

（※外の求人に応募する場合は、応募先都道府県の申し合わせによること。）  
ただし、求人票の提出を考慮し、求人者が一人一社での応募・推薦を希望する求人については、複数応募・推薦は行わないこととし、複数応募・推薦の可否等について、安定所より確認を行う。

- ① 求人者が依頼者の応募を可能とする場合は、求人は原則として全部公開となること。
- ② 複数応募が可能な生徒は、以下のいずれにもあたる生徒であること。  
ア：指定校求人に応募していない者。  
イ：指定校の求人者が依頼者の応募を不可としている求人に応募していない者。  
ウ：応募時点において、採用が内定していない者。

- (4) 選考開始期日については、令和8年9月16日以降であること。

- ① 採用選考の実施及び、選考結果の通知は、速やかに学校を通じて応募者に文書をもって通知すること。  
なお、就職・併報を採用選考の判断基準としないこと。
- ② 内定通知を受けた生徒は、内定の承諾について学校を通じて連絡すること。  
なお、2社から内定を受けた生徒は、いずれかの求人者に対して内定の承諾の通知を、もう一方の求人者に対しては内定の辞退通知を、速やかに学校を通じて行うこと。  
求人者は、求人数を上回る採用内定を出した場合は、内定の承諾があった生徒全員を雇用すること。

（※）民間職業紹介事業者を活用する場合においても、同様の取り扱いとする。また、学校推薦と合わせて一人二社までとする。

- (7) 令和8年10月1日以降も、一人二社までの応募・推薦可能とする。ただし、就職面接会においては、一人二社以上応募可能とする。

- (8) 「学校の就職あっせん」と「民間職業紹介事業者の就職あっせん」の取り扱いに係る留意事項について

高等学校及び安定所は、学校による就職あっせんと民間職業紹介事業者による就職あっせんについて、生徒及び保護者から相談等があった場合、それぞれの特長について丁寧に説明し、生徒の主体性に基づき学校の就職あっせんと民間職業紹介事業者の就職あっせんの利用について選択できるように配慮すること。

#### 第2 家庭訪問の取扱いについて

新規中学校等及び高等学校等卒業者を対象とする求人活動のための求人者（求人者の委託を受けた者を含む。）の家庭訪問は、これを全面禁止とするものであること。

#### 第3 学校訪問の取扱いについて

求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において締切を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事務上の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降に行っても行うことができるものとする。

#### 第4 文書募集の取扱いについて

- 1 新規中学校等卒業者を対象とする文書募集は、時期の如何を問わず行わないものであること。
- 2 新規高等学校等卒業者を対象とする文書募集開始は、令和8年7月1日以降とする。

なお、文書募集を行う場合は、次の条件によることとする。

- (1) 安定所へ求人申込みを行った求人であること。
- (2) 求人管轄安定所、求人番号を掲載すること。
- (3) 安定所において締切を受けた求人票記載内容と異なる内容のものでないこと。
- (4) 応募の受付は、学校又は安定所を通じて行うこと。  
また、求人者による推薦開始期日、選考開始期日については、上記第1の2(3)①の取扱いと同様であること。

#### 第5 応募前職場見学について

学校への求人申込み後に実施することとし、実施時期は原則として夏休み期間中とするなど、学習に影響の少ない時期とする。

採用選考と異なることから、参加の有無を採否の判断基準としないこととし、応募書類をはじめとして生徒に書類を求めないこととする。また、本人の状況を聴取するなど、採用選考に直接繋がる質問をすることや、内定と受け取られるような発言をしないこと。

なお、学校が教育活動として行う、企業現場における職場体験実習等については、推薦及び選考の開始期日以前に実施することとしないものとする。

#### 第6 応募書類の取扱いについて

求人者が、採用に際して集めることができる応募書類は、全国高等学校統一用紙「応募書類その1」「応募書類その2」で使用している様式による書類のみとし、求人者は他の書類の提出を求めないものであること。

なお、全国高等学校統一用紙「応募書類その1」の履歴書の記入方法については、求人者の意向を踏まえて、「①(職業を記入、空のボックス)」「②(どちらでも可)のいずれかとする。(以下

ボックスの入れ方は、全国高等学校統一用紙「応募書類その1」の履歴書項目やサイズを変更することは不可。)

また、過去求人票裏面の補足事項に記載した履歴書記入方法は、安定所が求人票提出時に確認を行う。

- (※) 民間職業紹介事業者においても、同様の取り扱いとする。
- (※) 令和7年度から全国高等学校統一用紙「応募書類その1、調査書その2」を改定したため、改定後の様式を使用するよう留意すること。

#### 第7 採用選考について

1 生徒の基本的な権利を尊重し、「求人職種の職務を遂行するにあたり、必要となる適性と能力を求めているか」ということを基準にして採用選考を行うこと。

- ① 「本籍・出生地」「家族」「住宅状況」「家庭環境」等の就職選別につながるおそれのある質問（社内紙提出を含む。）や調査等を行わないこと。

- ② 出自、障害、離別の有無及び性的マイノリティなど特定の個人を排除することなく、公正な採用選考を行うこと。

- ③ 採用選考時における健康診断を実施する場合は、それが応募者の適性と能力を判断する上で必要不可欠であるか慎重に検討すること。

- 2 男女雇用機会均等法の趣旨に沿って、女子と男子の均等な機会が与えられること。
- 3 「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着」に關して事業主、協定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対応するための指針」に基づき、労働条件等の明示、職場における就業実態に係る情報の提供等に配慮すること。

#### 第8 就業開始期日について

- 1 新規中学校等卒業者の就業開始（名目の如何を問わず、実質的に雇用関係と見られるものや実習期間中の講習及び研修を含む。）時期は令和8年4月1日以降とする。
- 2 新規高等学校等卒業者の就業開始（名目の如何を問わず、実質的に雇用関係と見られるものや実習期間中の講習及び研修を含む。）時期については卒業後とするものであること。

令和8年3月16日

（一社）茨城県経営者協会会長  
（一社）茨城県銀行協会の理事  
茨城県商工会議所連合会会長  
茨城県商工会連合会会長  
茨城県中小企業団体中央会会長  
茨城県教育委員会教育長  
茨城県高等学校校長協会会長  
茨城県高等学校教育研究会会長  
茨城県産業教育振興会理事長  
茨城県私学協会会長  
茨城県中学校長協会会長  
茨城県教育研究会会長  
茨城県商業振興部長  
茨城県労働局職業安定部長  
茨城県公共職業安定所長協会

※第6 応募書類の取り扱いについて ⇒ 冊子「求人から採用」P113・114に履歴書・調査所の各様式を掲載  
第7 採用選考について ⇒ // P48に指針の内容（ポイント）を掲載

# 1 4 . 茨城県内大学卒業・修了予定者等の求人主要日程

(大学院・大学・専修学校・高等専門学校・能開校)

求人申込開始	2/1~	卒業年度に入る直前の 2月1日~ 職種毎、勤務地毎 に求人申込み
求人票公開	4/1~	ハローワークインターネットサービス で公開
紹介開始	6/1~	原則：就活ルールによる
選考開始日	6/1~	採用選考 学生にとって場所や時間の拘束を伴う活動
採否通知	10/1~	採否結果について：ハローワークから紹介の場合 は学生本人と紹介ハローワークへ通知

# 15. 2027（令和9年）大学等卒業・修了予定者の就職・採用活動に関する要請事項

## 2027（令和9）年度卒業・修了予定者等

下記の就職・採用活動日程ルールを原則とする。

- 広報活動開始：卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降
- 採用選考活動開始：卒業・修了年度の6月1日以降
- 正式な内定日：卒業・修了年度の10月1日以降

その上で、専門活用型インターンシップ（2週間以上）で春休み以降に実施されるものを通じて高い専門的知識や能力を有すると判断された学生については、そのことに着目し、3月から行われる広報活動の周知期間を短縮して、6月より以前のタイミングから採用選考プロセスに移行できることとする。

参考：2027年（令和9）年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請（内閣官房HP）  
[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shushoku\\_katsudou\\_yousei/2027nendosotu/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shushoku_katsudou_yousei/2027nendosotu/index.html)

## 5. 新規学校卒業者の採用に関する指針

### はじめに

新規学校卒業者の就職は、学校生活から新たに職業生活に入る人生の大きな転機となるものであり、それが適切に行われるかどうかによって、その将来を左右することにもなるものです。しかし、新規学校卒業者は、職業や職場に関する知識・経験に乏しく、適切な職業選択と円滑な就職を行うためには、関係者の助言、援助を必要とします。

また、最近、学生・生徒に大きな打撃と不安を与える採用内定取消し及び入職時期繰下げといった重大な事態が発生し、新規学校卒業者の就職に大きな影響を与えています。

この指針は、このような状況を踏まえ、新規学校卒業者の採用に関する秩序を確立し、その円滑な就職を促進することを目的として、新規学校卒業者を採用しようとする事業主に考慮していただく事項を取りまとめたものです。

企業各位におかれましては、新規学校卒業者の採用について、この指針を参考に、適正な募集・採用を行っていただくようお願いいたします。

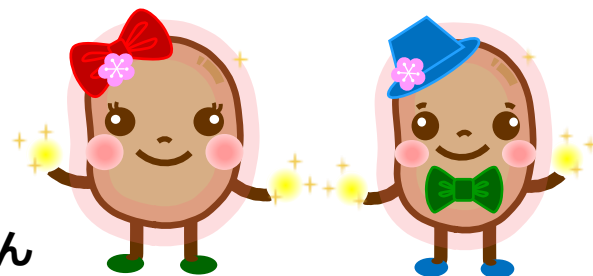
**高卒求人** : 充足前に求人取消等 ⇒ 冊子「求人から採用」P37～39の様式18をハローワーク及び学校へ事前に提出  
**大卒等求人** : // ⇒ 当初の募集人員合計より30人以上かつ3割以上減らす場合は、同様に様式18提出

# 最後に事業主の皆様へ

ご承知のとおり、新規学校卒業予定者の就職は、これまでの学校生活から新社会人として、職業生活に移行する、いわば、

**「人生の大きな転換点」**です。

一人でも多くの新規学校卒業予定者がより良い職業生活に移行できるよう、事業所の皆様方のご協力をお願いします。



なつ水ちゃん

なつ戸くん